

## 「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

## 1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題
（1）相談窓口の設置、情報の提供等（第10条）	ア 被害初期における迅速な相談支援	（ア）被害初期における迅速な相談支援	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者のニーズに応じた適切な対応の推進</li> <li>高知県、こうち被害者支援センターとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供件数 3 件</li> </ul>	<b>（成果）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>管轄警察署、こうち被害者支援センターと密接に連携し、被害者ごとのニーズに応じた対応を行った。</li> </ul>
			県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県、警察、こうち被害者支援センターが中心となり、犯罪被害者等支援に係る関係機関との調整を行う</li> <li>無料法律相談の実施（高知弁護士会との協定）（※R4よりこうち被害者支援センターへ委託）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談実績 0 件</li> <li>【法律相談の広報・周知】</li> <li>コンビニ等へチラシ配布（4月～9月→2,250部）</li> <li>市町村へチラシ配布（4月～9月→2,220部）</li> <li>ラジオ広報 2 回（8/4、8/6）</li> </ul>	<b>（課題）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な無料法律相談についての広報・周知</li> </ul>
	イ 犯罪被害者等支援に特化した相談支援	（ア）犯罪被害者等支援相談窓口及び総合的対応窓口	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の相談員が、犯罪被害に関する相談を受け、内容に応じ、必要な情報の提供や支援関係機関へのつなぐなど、被害者をサポート               <ul style="list-style-type: none"> <li>電話による相談</li> <li>面談による相談（要予約）</li> <li>相談員のスキルアップのための研修</li> <li>指針に基づき、創設した支援施策等への問い合わせ対応</li> </ul> </li> <li>市町村総合的対応窓口の県HPへの掲載</li> <li>【広報・周知】</li> <li>Twitterで発信</li> <li>コンビニ、市町村へチラシ等配布</li> <li>ラジオ広報</li> <li>県HP</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談実績：9 件（実人数 6 名）</li> <li>電話相談 8 件</li> <li>面接相談 1 件</li> <li>その他 0 件</li> <li>【相談窓口の広報・周知】</li> <li>Twitterで発信 3 回</li> <li>コンビニ等へチラシ配布 2,250部</li> <li>市町村へチラシ配布 2,220部</li> <li>ラジオ広報 8 回（5/4、5/6、6/6、6/8、6/15、6/17、8/4、8/6）</li> <li>新聞広報 1 回</li> <li>相談員のスキルアップのため、内閣府主催の「性暴力・配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」受講（全17講義）</li> </ul>	<b>（課題）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な犯罪被害者等支援相談窓口についての広報・周知</li> </ul>
	（イ）民間支援団体における相談対応等	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>こうち被害者支援センターへの業務委託の実施</li> <li>「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」の適切な運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託先であるこうち被害者支援センターにおける相談対応の実施（電話相談：141件、面接相談：31件、メール等その他相談：21件）</li> </ul>	<b>（成果）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務に関して、こうち被害者支援センターからの定期報告等により、業務が適切に行われていることを確認した。</li> <li>情報提供事案について随時被害者支援センターの対応状況を確認し適切な運用に努めた。</li> </ul>	

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題
		(ウ) 日本司法支援センター（法テラス）等との連携と情報提供	警察	・日本司法支援センターによる支援制度の周知 ・各種会合を通じた意見交換の実施	・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換1回（9/27）	（成果） ・関係機関が出席する会合で、各機関の取扱状況等の意見交換が行えた。
			県民生活課	・法テラスが実施する法的支援の周知 ・県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介	・「高知県犯罪被害者等支援に関する指針」のリーフレットに、法テラスの制度及び相談窓口について記載し、関係機関等に配付（市町村担当課長会）960部 ・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換2回（6/28、9/27）	（成果） ・法テラスを含む関係機関の取組状況等の把握ができた。 ・支援機関へ改めて県制度の周知ができた。
		(エ) 警察における相談体制の充実	警察	・関係機関と連携した適切な対応の推進	・性犯罪被害相談電話（#8103）4件 ・犯罪被害者ホットライン 4件 ・レディースダイヤル110番 58件	（成果） ・ホームページや広報紙等による各種相談窓口の広報により、県民への周知を図るとともに、相談内容に応じて関係機関と連携し対応を行った。
		(オ) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	警察	・高知県被害者支援連絡協力会等の構成機関との連携強化 ・各種支援制度についての適切な情報提供	・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換1回（9/27）	（成果） ・会議への出席により、警察における支援活動について周知を図るとともに、関係機関における支援活動の実情を把握することができた。
		(カ) 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の充実	警察	・適正かつ積極的な情報提供制度の運用	・情報提供件数3件	（成果） ・被害者支援要員等による説明により、被害者の希望に応じた運用が行われている。 （課題） ・制度がより利用されるためには、こうち被害者支援センターの活動が一層県民に周知される必要があることから、引き続き広報活動等の充実に努める必要がある。
		(キ) 刑事手続等に関する情報提供の充実	警察	・職員への教養等による「被害者の手引」の確実な交付と制度の誤教示等の防止	・犯罪被害者支援専科（6/27～7/1）	（成果） ・専科教養を実施し、各種支援制度の周知と「被害者の手引」の確実な交付を徹底した。 （課題） ・定期異動により、毎年、担当者の入れ替わりがあることから、継続的な教養等を実施する必要がある。
		(ク) 海外における高知県に関係する邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等	警察	・関係機関・団体と連携した適切な支援活動の実施	・対象事案の認知なし	

## 「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

## 1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績(9月末時点)	成果及び課題
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等 (第10条)	ウ 性犯罪被害に関する相談支援	(ア) 民間支援団体における相談対応等	県民生活課	H30～「性暴力被害者サポートセンターこうち」を開設。 R3～「こうち被害者支援センター」に運營業務を委託。 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援（警察、裁判所等への付き添い） ・医療費及び法律相談等の費用助成 ・カウンセリングの充実	【相談実績等】 ・電話相談 119件 ・面接相談 30件 ・その他 19件 ・直接的支援 150件 ・カウンセリング 5件 ・医療費助成 3件	(成果) ・電話、面接相談、直接的支援等各手段で被害者等の支援ができた。 ・R4～新たに追加した性感染症検査費用（C型肝炎）の助成実績あり。 ・1人あたりの無料カウンセリング回数を増加し、支援の充実につながった。
		(イ) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	警察	・各種会合、学校等での講演会における相談窓口の周知 ・ホームページへの掲載やツイッターの活用等のインターネットを活用した継続的な広報活動の実施	・県警ホームページに相談窓口等の掲載を継続的に行っている。 ・大学での講義において相談窓口等を紹介(9/5)	(成果) ・講義を通じて性犯罪被害相談電話（ハートさん）等の周知を図った。 (課題) ・広報活動強化月間（11月）や犯罪被害者週間（11/25～12/1）における集中的な広報により、広く県民への周知を図る必要がある。
	エ 犯罪被害者の属性に応じた相談支援	(ア) a 人権啓発センターにおける相談対応等	人権・男女共同参画課	・相談窓口での対応	・相談対応実績 28件（うち犯罪被害者等相談件数なし）	・継続的な相談窓口の周知と啓発活動が必要
		(イ) a 女性相談支援センターにおける相談対応等	人権・男女共同参画課	・相談窓口での対応 ・関係機関連絡会議等での情報共有 ・相談員の専門研修 ・相談窓口の周知のための広報 ・民間シェルターへの活動助成	・相談対応実績（累計） 相談件数：556件（来所：109件、電話：436件、出張相談その他：11件）うちDV相談件数：171件 ・民間シェルターへの活動費助成 1件1,000千円交付決定	・前年同月比で相談件数は約2パーセント減、DV相談件数は約7パーセント増 ・被害の潜在化を防ぐため、引き続き相談窓口の周知と啓発活動が必要
		(イ) b こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談対応等	人権・男女共同参画課	・相談窓口での対応 ・相談員のスキルアップ研修の実施	・相談対応実績 DV相談件数：33件 ストーカー行為相談件数：4件 その他の暴力相談件数：11件	・継続的な相談窓口の周知と啓発活動が必要
(ウ) a 児童相談所における相談対応等	子ども家庭課	・児童相談所職員の専門性強化のための研修等の実施 ・市町村の子ども家庭相談担当職員等に対する研修の実施 ・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施する。	・児童相談所機能強化アドバイザーによる研修等の実施 延べ20回（4/22, 5/20, 5/24-26, 6/14-15, 7/12-14, 7/22, 8/23-25, 8/24, 9/9, 9/13-15） ・市町村の子ども家庭相談担当職員等に対する研修の実施 ※6/1, 6/24, 7/8, 7/15, 8/19, 8/26 ・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施 （4月～9月 1,434件）	(課題) 市町村と連携した相談支援体制の強化。		

## 「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

## 1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題
（1）相談窓口の設置、情報の提供等（第10条）	エ 犯罪被害者の属性に応じた相談支援	（ウ）b ひとり親家庭支援センターにおける相談対応等	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談対応</li> <li>法律相談の実施</li> <li>センター公式LINEにてDV相談窓口を表示する等、SNS等のツールを活用した情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数（来所・電話・LINE） 964件（うちDV被害者 3件）</li> <li>弁護士等による法律相談 56件</li> <li>LINEによる各種相談窓口（DV被害者等）の案内をR4.4月から開始</li> </ul>	<p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親や離婚前のDV被害者の問題解決のために司法書士相談の利用がされた。</li> </ul>
		（ウ）c 心の教育センターにおける相談対応等	心の教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布</li> <li>来所相談、出張教育相談、電話相談、SNS等を活用した相談</li> <li>心の教育センター土曜開所（月2回）、日曜開所（月4回）</li> <li>東部・西部相談室の開設</li> <li>教育相談関係機関連絡協議会等での情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布</li> <li>電話相談カード:73,000枚</li> <li>電話相談カード（弱視用）: 55枚</li> <li>相談チラシ:76,000枚</li> <li>来所相談、出張教育相談</li> <li>受理件数:183件 延べ件数:680件</li> <li>電話相談:350件 メール相談:22件</li> <li>こうち高校生LINE相談</li> <li>第1期 5/16～7/10 相談受付件数73件</li> <li>第2期 8/17～10/14 相談受付件数16件</li> <li>土曜日、日曜日開所: 33日開所</li> <li>延べ件数: 126件</li> <li>東部、西部相談室開室: 28日開室</li> <li>延べ件数: 16件</li> <li>教育相談関係機関連絡協議会（7/14、6機関参加）</li> </ul>	<p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急性が高いと思われる相談について、関係課や関係機関と迅速に連携し、早期に対応することができた。</li> </ul> <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援を必要とする方への周知方法の模索</li> <li>多様な相談ニーズに対応するための相談員の資質向上</li> <li>教育相談関係機関との連携充実</li> </ul>
		（ウ）d スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	人権教育・児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーの全公立学校への配置</li> <li>スクールソーシャルワーカーの全市町村（学校組合）、全県立学校への配置</li> <li>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーの全公立学校への配置。</li> <li>スクールソーシャルワーカーの全市町村（学校組合）、全県立学校への配置。</li> <li>事業説明会の実施（全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者）（4月）</li> <li>SC及びSSWを対象とする研修: 各1～4回</li> <li>初任者研修: 21名（4、6、8月）</li> <li>SC等研修講座: 75名（6、7月）</li> <li>SSW研修講座: 28名（7月）</li> <li>相談支援体制の充実に向けた連絡協議会: 186名（8月）</li> </ul>	<p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての公立学校において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置または支援体制を整えることができた。</li> </ul> <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤務経験の浅いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性の向上</li> </ul>
		（ウ）e 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載</li> <li>各種会合における広報活動の実施</li> <li>新たな相談環境に関し、他県警への問合せなどによる検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県警ホームページに相談窓口等の掲載</li> <li>教育委員会等の関係機関との連携</li> </ul>	<p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種広報媒体を使用した広報により相談窓口の周知を図っている。</li> </ul>

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題
		(工) a 刑事手続等に関する情報提供の充実	警察	・既存の外国語版の「被害者の手引」の更新 ・県警ホームページへの掲載	・県警ホームページに被害者支援に関する情報（犯罪被害に遭われた方へ）を掲載	(課題) ・英語、韓国語、中国語以外の外国語版「被害者の手引」を作成する。
		(工) b 高知県外国人生活相談センターにおける相談対応等	雇用労働政策課	・弁護士等と連携した法律相談週間の拡充（年7日→年12日） ・出入国在留管理局等と連携した出張相談会の開催 四万十市（7月） 南国市（11月） 土佐市（3月） ・オンライン相談対応の実施	・相談実績 330件（全体） 外国人からの相談 212件 事業者等からの相談 118件 ・法律相談週間の実施（9/12～17（6日間）） ・出張相談会の開催 四万十市（8/5） ・市町村役場とつないだオンライン相談体制を整備	(成果) ・法律相談週間での相談件数：12件 ・出張相談会での相談件数：10件 （犯罪被害者に関する相談事例は8件） (課題) ・オンライン相談について、県民への広報、周知による認知度向上
		(オ) a 医療安全支援センターにおける相談対応等	医療政策課	・県HP等への掲載により、医療安全支援センターの相談窓口を周知 ・患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供	・県HP、日本一の健康長寿県構想PR用パンフレット等に医療安全支援センターの相談窓口の情報を掲載 ・患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供	・県HP等への掲載により、医療安全支援センターの相談窓口を周知できた。 ・患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供する体制がとれている。
		(オ) b 障害福祉制度についての周知	障害福祉課 障害保健支援課	・「障害福祉のしおり」の作成、配布 ・ホームページによる制度の周知	・障害福祉サービスや各種減免制度、相談窓口をまとめた冊子「障害福祉のしおり」（8月発行）を作成し、関係機関等へ配布 印刷部数：7,700冊 配布先：障害福祉サービス事業者 市町村、民生委員等  ・ホームページに「障害福祉のしおり」や関係情報を掲載	(成果) ・市町村の窓口において、障害者手帳の交付時等に利用できるサービスや制度を説明できるよう冊子を作成・配布し、利用できる制度やサービスの周知及び選択の支援を行った。  ・事業者や民生委員などの関係機関等への冊子配布やホームページへの掲載により、広く制度やサービスを周知した。
(1) 相談窓口の設	オ 各種犯罪被害に関する相談支援	(ア) 交通事故相談所における相談対応等	県民生活課	・電話相談及び面談相談での対応	相談件数 170件 ・電話 147件、面接 23件	・損害賠償額、示談の方法、過失割合、保険請求等様々な問題の解決に向けた助言を行った。
		(イ) 消費生活センターにおける相談対応等	県民生活課	・電話や窓口での相談対応 ・相談員の専門研修 ・相談窓口の周知のための広報	相談件数 ・消費生活センター 1,086件 （昨年同期比+31件）	・商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せ等相談を受け付け、斡旋処理、助言等を行った。
(2) 経済的	ア 犯罪被害者等が受けられる経済的支援制度の情報提供等	(ア) 医療保険の円滑な利用の周知	国民健康保険課	・引き続き、制度周知の広報物や市町村向け研修、各保険者との事務打合せ等の機会を捉え、周知を図る。	・制度周知の広報物に掲載（年1回） ・研修の機会を捉え、保険給付や第三者求償制度の説明において周知 初任者研修（5月） （国保1回、後期高齢者1回）	・研修会や広報物への掲載等により制度を周知できた。

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題
負担の軽減（第11条）		（イ）損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	警察	・専科教養等を通じた職員への制度等の周知徹底 ・各種広報媒体等を活用した制度の情報提供の充実	・犯罪被害者支援専科（6/27～7/1）を通じた職員への制度の周知	（成果） ・専科教養により損害賠償請求制度の周知を図るとともに、対象事案発生時には、本部主管課が制度の教示状況を確認するなどして情報提供の抜けがないよう徹底させた。
		（ウ）暴力団犯罪による被害の回復の支援	警察	・関係機関との連携強化による支援の充実	・暴力追放高知県民センターや民暴弁護士との連携による支援体制の確立	（成果） ・事案ごとに必要な支援が行われるように、関係機関と連携して支援体制を確立している。
		（エ）日本司法支援センター（法テラス）等との連携と情報提供（再掲）	警察	・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会等の各種会合における意見交換の実施	・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換1回（9/27）	（成果） ・関係機関が出席する会合で、各機関の取扱状況等の意見交換が行えた。
			県民生活課	・法テラスが実施する法的支援の周知 ・県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介（再掲）	・「高知県犯罪被害者等支援に関する指針」のリーフレットに、法テラスの制度及び相談窓口について記載し、関係機関等に配付（市町村担当課長会）960部 ・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換2回（6/28、9/27）（再掲）	（成果） ・法テラスを含む関係機関の取組状況等の把握ができた。 ・支援機関へ改めて県制度の周知ができた。（再掲）
		（オ）障害者に対する福祉制度・サービス等の周知 ・身体障害者等に対する自動車税の減免措置	税務課	・HP、各種パンフレット、自動車税種別割納税通知書同封チラシにて身障減免についての周知を行う。	・HP、各種パンフレット、自動車税種別割納税通知書同封チラシにて身障減免の周知を行った。	周知の結果、対象となる方については、申請のうえ減免適用になっているものと考えている。
			障害福祉課	・自動車税の減免制度の周知	・減免制度について「障害福祉のしおり」（8月発行）に掲載し、市町村窓口での対象者への配布や、ホームページ更新により、制度の周知を図った。	
		イ 犯罪被害給付制度の運用	（ア）犯罪被害給付制度の運用	警察	・事案の内容に則した迅速かつ適正な裁定の実施 ・部内職員に対する教養の徹底	・裁定1件 ・申請0件 ・犯罪被害者支援専科（6/27～7/1）における職員への教養の実施
ウ 公費負担制度の活用	（ア）性犯罪被害者の医療費公費負担制度	県民生活課	H30～「性暴力被害者サポートセンターこうち」を開設。 R3「こうち被害者支援センター」に運營業務を委託 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援（警察、裁判所等への付き添い） ・医療費の助成 ・性感染症検査項目にC型肝炎の感染症検査を追加	・医療費助成実績 3件（うちC型肝炎1件）	（成果） やむを得ない理由により警察に届出することができなかった被害者に対して医療費の支援ができた。	

## 「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

## 1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績(9月末時点)	成果及び課題
			警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>専科教養や研修会における職員への制度の周知徹底</li> <li>より利用しやすい制度への改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪被害者に対する公費負担2件</li> <li>犯罪被害者支援専科(6/27~7/1)における職員への教養の実施</li> <li>制度の改正作業中</li> </ul>	(成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者支援専科や性犯罪捜査員への教養により、職員に制度の周知した。</li> </ul> (課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者のニーズを踏まえた制度の改正を行う。</li> </ul>
			警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>専科教養等を通じた職員への制度等の周知徹底</li> <li>被害者に対する制度の適切な教示</li> <li>改正を含めた制度の見直し検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公費負担制度実施件数 0件</li> <li>犯罪被害者支援専科(6/27~7/1)における職員への教養の実施</li> </ul>	(課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者のニーズを踏まえた制度の改正を行う。</li> </ul>
			警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>専科教養や各種会合における制度の周知徹底</li> <li>制度の適切な運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体搬送費公費負担32件</li> <li>死体検案書公費負担1件</li> <li>重要犯罪被害者に対する公費負担2件</li> <li>犯罪被害者支援専科(6/27~7/1)における職員への教養の実施</li> </ul>	(成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者支援専科での教養や都度職員への指導を行うことにより、制度の適切な運用を行った。</li> </ul>
			警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報による制度の周知と適正な運用</li> <li>改正を含めた制度の見直し検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急避難場所公費負担1件</li> <li>ハウスクリーニング公費負担0件</li> </ul>	(成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>関係所属との連携による制度の適正な運用を図った。</li> </ul> (課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者が必要な支援が受けやすいように制度の見直しを図る必要がある。</li> </ul>
(2) 経済的負担の軽減(第11条)	ウ 公費負担制度の活用	(オ) 弁護士相談費用の補助	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●無料法律相談の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>高知弁護士会との協定における法律相談</li> <li>性暴力被害者サポートセンターにおける法律相談(法テラス利用)</li> </ul> </li> <li>●無料法律相談の広報・周知</li> <li>●弁護士費用等について、被害者の経済的な負担を軽減するために、国で制度化するよう政策提言を行う。               <ul style="list-style-type: none"> <li>国への政策提言(5月)</li> <li>四国知事会(6月予定)</li> <li>全国知事会(7月予定)</li> </ul> </li> </ul>	【無料法律相談実績】 <ul style="list-style-type: none"> <li>高知弁護士会との協定における法律相談→0件(10月:1件)</li> <li>性暴力被害者サポートセンターにおける法律相談→0件</li> </ul> 【無料法律相談の広報・周知】 <ul style="list-style-type: none"> <li>コンビニ等ヘチラン配布(4月~9月→2,250部)</li> <li>市町村ヘチラン配布(4月~9月→2,220部)</li> <li>ラジオ広報2回(8/4、8/6)</li> </ul> 【政策提言】 <ul style="list-style-type: none"> <li>R4年5月 国へ提言済</li> <li>R4年6月 四国知事会にて提言済</li> <li>R4年8月 全国知事会にて提言済</li> </ul>	(課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な無料法律相談についての広報・周知</li> </ul>
		(カ) カウンセリング費用の公費負担	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4.4~カウンセリング回数を拡充</li> <li>R4年度当初⇒1人あたり2回</li> <li>現在⇒1人あたり3回</li> <li>(ケースによっては最大5回まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力被害者サポートセンターでカウンセリングの実施 5件</li> </ul>	(成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>センターの指定する心理師によるカウンセリング回数の上限を1人あたり3回、ケースによっては5回まで拡充したことで、支援体制の充実が図れた。</li> </ul>

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題
エ 新たな経済的支援制度		(ア) 生活資金の補助	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用</li> <li>各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知（Q&amp;Aを掲載）</li> <li>支援制度の利用が進まない要因の分析</li> <li><b>（R5年度～、やむを得ない理由により警察に届出することができない被害者の医療費等を、性犯罪被害者の医療費公費負担制度で助成するよう見直し予定）</b></li> </ul>	<b>【実績】</b> ・電話相談 11件 （3人） ・面接相談 3件 ・申請 1件 ・交付 1件  <b>【補助金制度（Q&amp;A掲載）の広報・周知】</b> ・コンビニ等へチラシ配布（4月～9月→2,250部） ・市町村へチラシ配布（4月～9月→2,220部） ・ラジオ広報（5/19） ・Twitterにて発信（5/19、6/16）	（成果） ・申請1件、交付1件。経済的支援につながった。
		(イ) 転居費用の補助	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用</li> <li>各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知（Q&amp;Aを掲載）</li> <li>支援制度の利用が進まない要因の分析</li> </ul>	<b>【実績】</b> ・電話相談 1件 （1人） ・面接相談 1件 ・申請 1件 ・交付 1件  <b>【補助金制度（Q&amp;A掲載）の広報・周知】</b> ・コンビニ等へチラシ配布（4月～9月→2,250部） ・市町村へチラシ配布（4月～9月→2,220部） ・ラジオ広報（5/19） ・Twitterにて発信（5/19、6/16）	（成果） ・申請1件、交付1件。経済的支援につながった。
		(ウ) 犯罪被害者等損害賠償請求提訴再提訴費用の補助	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用</li> <li>各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知（Q&amp;Aを掲載）</li> <li>支援制度の利用が進まない要因の分析</li> </ul>	<b>実績</b> ・相談・問い合わせ 0件 ・申請 0件 ・交付 0件  <b>【補助金制度（Q&amp;A掲載）の広報・周知】</b> ・コンビニ等へチラシ配布（4月～9月→2,250部） ・市町村へチラシ配布（4月～9月→2,220部） ・ラジオ広報（5/19） ・Twitterにて発信（5/19、6/16）	
		(エ) 市町村と連携した支援制度の実施	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県制度を理解・周知してもらうために、市町村の課長及び担当者への研修等の実施</li> <li>県補助金交付に係る調整会議への参加</li> <li>市町村の広報等を通じた制度の周知</li> </ul>	・市町村課長会を県内3ブロックで開催（5/24・5/31・6/1） ・市町村担当者会を開催（9/2）  ・補助金制度のチラシの配布（4月） ・指針に関するリーフレットの配布（5月）	（成果） ・市町村課長会、担当者会で県制度の周知ができた。

## 「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

## 1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績(9月末時点)	成果及び課題
(3) 日常生活の支援 (第12条)	ア 民間支援団体による支援	(ア) 民間支援団体による支援	県民生活課	H30～「性暴力被害者サポートセンターこうち」を開設。 R3「高知被害者支援センター」に運営業務を委託。 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援（警察、裁判所等への付き添い） ・医療費及び法律相談等の費用助成 ・カウンセリングの充実（再掲）	【相談実績等】 ・電話相談 119件 ・面接相談 30件 ・その他 19件 ・直接的支援 150件 ・カウンセリング 5件 ・医療費助成 3件 (再掲)	(成果) ・電話、面接相談、直接的支援等各手段で被害者等の支援ができた。 ・R4～新たに追加した性感染症検査費用（C型肝炎）の助成実績あり。 ・1人あたりの無料カウンセリング回数を増加し、支援の充実につながった。 (再掲)
			警察	・こうち被害者支援センターとの緊密な連携の保持 ・専科教養での職員への制度の周知徹底	・情報提供件数 3件 ・犯罪被害者支援専科（6/27～7/1）における職員への教養の実施 ・こうち被害者支援センターにおける直接的支援の実施	(課題) ・こうち被害者支援センターの活動が一層県民に周知されるよう、重点的、効果的な広報活動等を展開していく必要がある。
	イ 保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等	(ア) 保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等	人権・男女共同参画課	・状況に応じた一時保護 ・自立に向けた支援、生活の支援	・一時保護実績 17世帯31人（うちDV被害者13世帯27人） 延べ保護日数：550日	・前年同月比で世帯数は約55パーセント増、延べ保護日数は約128パーセント増 ・被害者の一時保護に加え、退所後の生活サポートを適切に実施
	ウ 市町村と連携した支援制度の活用	(ア) 市町村と連携した支援制度の活用	県民生活課	・市町村で実施している介護サービスや育児サービス等に関する情報提供の実施 ・必要とする支援を早期に受けられるよう市町村と連携（5月：担当課長会、9月：担当者会実施）	・市町村課長会を県内3ブロックで開催（5/24、5/31、6/1）（ハンドブック活用） ・市町村担当者会開催（9/2） 想定事例を利用し、窓口対応のロールプレイ等実施	(成果) ・日頃犯罪被害者の方と接する機会が少ない市町村職員に対して、改正したハンドブックを利用し、実践的な研修を実施することができた。
(4) 心身に受けた影響からの回復 (第13条)	ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	(ア) カウンセリング費用の公費負担（再掲）	県民生活課	・R4.4～カウンセリングの公費負担を拡充（回数） R4年度当初⇒1人あたり2回 現在⇒1人あたり3回 （ケースによっては最大5回まで） (再掲)	・性暴力被害者サポートセンターでカウンセリングの実施 5件 (再掲)	(成果) ・センターの指定する心理師によるカウンセリング回数の上限を1人あたり3回、ケースによっては5回まで拡充したことで、支援体制の充実が図れた。 (再掲)
		(イ) 犯罪被害者等に対する心の相談対応	障害保健支援課	・心の健康に関する相談の実施 ・啓発事業の実施（抜粋） 自殺対策啓発事業（心のケア相談窓口の周知等）TVCM、新聞広告、インターネット広告 アルコール健康障害予防に関する健康講座の実施 アディクションフォーラムの実施 ・研修会の実施（抜粋） 若年層向けゲートキーパー養成研修 かかりつけ医心の健康対応力向上研修 依存症相談支援者研修	・心の健康に関する相談（県立精神保健福祉センター等で実施中） ・啓発事業の実施 自殺対策啓発事業（心のケア相談窓口の周知等）TVCM、新聞広告、インターネット広告 ・アディクションフォーラム実施に向けた実行委員会を1回開催。 ・研修会の実施 若年層向けゲートキーパー養成研修 1回	・あらゆる対象者に届くように様々な媒体を通じて心の健康に関する啓発を実施することができた。  (課題) 啓発に対する評価指標がないため、成果を把握しながら啓発を実施する必要がある。

## 「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

## 1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題
条		（ウ）受診情報等の適正な取扱い	医療政策課	・医療機関への立入検査の機会を利用する等、診療記録の管理・保存状況を確認し、必要に応じて指導	・医療機関への立入検査の機会を利用する等、診療記録の管理・保存状況を確認し、必要に応じて指導を行った（新型コロナウイルス感染症の影響により一部書面にて実施）	・立入検査項目として、医療機関において受診情報の適正な取扱いがなされているかを確認できた。
		（エ）PTSD等治療可能な医療機関に関する情報提供の推進	医療政策課	・心的外傷後ストレス（PTSD）等の診療ができる医療機関の情報を、こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）に掲示	・心的外傷後ストレス（PTSD）等の診療ができる医療機関の情報を、こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）に掲示	・こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）への掲示により、心的外傷後ストレス（PTSD）等の診療可能な医療機関に関する情報を提供できた。
		（オ）高次脳機能障害者への支援	障害保健支援課	高次脳機能障害相談支援センターを中心とした支援の実施  ・高次脳機能障害の理解に向けた普及啓発 ・高次脳機能障害者への支援・相談 ・医療従事者や支援者を対象とした研修会の実施	・高次脳機能障害の理解に向けた普及啓発の為に、ポケットティッシュを1500個作成し市町村、福祉保健所等の関係機関で配布。加えてコンビニ等でリーフレットを1000枚配布。 ・各種研修会の開催に向けた調整。支援者向け研修会を11/4実施予定。 ・高次脳機能障害者への支援・相談の実施 相談件数 346件	・啓発物を配布することで、高次脳機能障害の理解と、相談窓口の周知に繋がった。  （課題） ・高次脳機能障害の理解のための啓発は継続して行う必要がある。
		（カ）子どもに関する相談支援体制の強化（再掲）	子ども家庭課	・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施する。	・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施	（課題） ・適切な支援につなげるために「189」など相談ダイヤルの周知が必要
イ 教育現場における支援、相談体制の充実等	（ア）学校及び児童相談所等の連携の充実	人権教育・児童生徒課	・要保護児童対策地域協議会への参加 ・全市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、構成機関との連携及び情報共有	・23市町村の要保護児童対策地域協議会へ参加	（成果） ・各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、情報収集に努めることができた。  （課題） ・全市町村の要保護児童対策地域協議会へのスクールソーシャルワーカーの参加 ・各市町村の児童担当部署と連携した支援の推進。	
	（イ）心の教育センターにおける相談体制の充実	心の教育センター	・教育相談推進講座（8/26） ・教育相談講座（6/8、10/11、11/14、1/25） ・各学校等での児童生徒理解等研修会（随時）	・教育相談推進講座（8/26、117名参加） ・教育相談講座（6/8、25名参加） ・各学校等での児童生徒理解等研修会への講師派遣（28件）	（成果） ・関係課との連携や、広報活動の充実により、より多くの対象者に研修等を実施することができた。  （課題） ・教育現場で実効性のある内容とするためのニーズの把握 ・県全体の現状を改善するための課題分析 ・受講者から各所属への広がりをもてるような研修内容の検討	

## 「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

## 1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績(9月末時点)	成果及び課題
		(ウ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充(再掲)	人権教育・児童生徒課	・スクールカウンセラーの全公立学校への配置 ・スクールソーシャルワーカーの全市町村(学校組合)、全県立学校への配置 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施	・スクールカウンセラーの全公立学校への配置。 ・スクールソーシャルワーカーの全市町村(学校組合)、全県立学校への配置。 ・事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月) ・SC及びSSWを対象とする研修:各1~4回 ・初任者研修:21名(4、6、8月) ・SC等研修講座:75名(6、7月) ・SSW研修講座:28名(7月) ・相談支援体制の充実にに向けた連絡協議会:186名(8月)	(成果) ・全ての公立学校において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置または支援体制を整えることができた。  (課題) ・勤務経験の浅いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性の向上
(4) 心身に受けた影響からの回復(第13条)	ウ 警察による支援及び情報提供等	(ア) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	警察	・被害少年カウンセリングアドバイザーの効果的な運用 ・各種研修会の実施や支援担当職員へのスーパーバイズの実施	・支援担当職員へのスーパーバイズの実施	(成果) ・スーパーバイズを行うことで、被害少年等に適切な支援が行えるように努めている。
		(イ) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実等	警察	・捜査部門との情報共有による被害者のニーズに沿った対応の推進 ・専科教養等における公費負担制度等の周知	・部内カウンセラー運用(45回)	(成果) ・関係所属と連携し、被害者等のニーズに応じたカウンセリングを実施した。
		(ウ) 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進	警察	・被害者のニーズに応じた活動の推進 ・捜査部門との情報共有	・被害者連絡制度等に基づいた組織的な運用	(成果) ・被害者等のニーズに応じた対応が行えるよう努めている。
		(エ) 女性警察官の配置	警察	・専科教養等での職員の実務能力向上 ・被害者の希望に応じた性別の職員による対応の推進	・犯罪被害者支援専科(6/27~7/1)における職員への教養の実施 ・対応職員の性別等への配慮	(成果) ・専科教養等により、女性警察官を含む若手警察官の実務能力向上を図った。
		(オ) 被害児童からの事情聴取における配慮	警察	・代表者聴取制度の適正な運用の推進	・関係機関との連携による制度の適正な運用の推進	(成果) ・検察庁、児童相談所との連携による制度の適正な運用が行われている。
		(カ) 犯罪被害者等のための施設の改善	警察	・被害者の心情や周囲に配慮した場所での聴取の実施	・事情聴取実施場所の配慮	(成果) ・被害者の心情等に配慮した場所での事情聴取等が行われるよう専科教養等にて職員への指導を行っている。
(5) 安全の確保(第	ア 施設における一時保護の実施	(ア) 保護施設における一時保護	人権・男女共同参画課	・状況に応じた一時保護(再掲)	・一時保護実績(再掲) 17世帯31人(うちDV被害者13世帯27人) 延べ保護日数:550日	・前年同月比で世帯数は約55パーセント増、延べ保護日数は約128パーセント増 ・被害者の一時保護に加え、退所後の生活サポートを適切に実施(再掲)
		(イ) 児童相談所における一時保護	子ども家庭課	・児童虐待等による子どもの安全確保のため、児童相談所等において一時保護を実施	・児童虐待等による子どもの安全確保のため、児童相談所等において一時保護を実施	・子どもの安全を最優先にした一時保護を適切に実施

## 「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

## 1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題
4条（）	イ 児童虐待の防止・早期発見のための体制整備等	（ア）児童虐待の防止・早期発見・早期対応のための体制整備等	警察	・専門知識向上のための各種教養の実施 ・関係機関との連携強化	・児童相談所、医療機関等の関係機関との連携による情報共有等の徹底	（成果） ・関係機関との連携を強化し、児童虐待防止や早期発見等に努めている。
		（イ）子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	警察	・再犯防止対象者の定期的な所在確認と面談の実施 ・関係機関との連携強化	・再犯防止対象者に対する継続的な所在確認等の実施	（成果） ・組織的な管理が行われている。
	ウ 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	（ア）犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察	・個人情報に配慮した情報提供の実施	・個人情報に配慮した県民に対する犯罪発生情報の提供	（成果） ・重大事件、特殊詐欺事件等の社会的反響の大きいものは報道機関を通じて広報し、身近な犯罪は地域のミニ広報紙、声かけ事案等はFメールで広報した。 ・その他、ツイッターでの広報を行った。
	エ 警察における再被害防止措置の推進	（ア）警察における再被害防止措置の推進	警察	・再被害防止要綱に基づいた適切な再被害防止措置の推進	・被害者等の関係者との連絡体制の保持 ・被害者等の求めに応じた再被害防止措置の実施	（成果） ・再被害の発生はない。 （課題） ・危機意識の低い対象者に対する指導を行っていく必要がある。
	オ 警察における保護対策の推進	（ア）警察における保護対策の推進	警察	・警察組織の総合力を発揮した保護対策の推進	・「保護対策要綱」の適切な運用	
	カ 犯罪被害者等に関する情報の保護	（ア）犯罪被害者等に関する情報の保護	警察	・専科教養等による効果的な教養の実施	・個人情報保護の重要性について、職員に指導教養を実施 ・犯罪被害者支援専科教養の実施（6/27～7/1）	（成果） ・報道機関に事件（犯人の逮捕）の広報を行う際は、犯行場所を「高知市内」等とし被害者が特定されないよう配慮した。
	キ ストーカー事案への適切な対応	（ア）ストーカー事案への適切な対応	警察	・被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応の推進 ・関係機関と連携した対応の推進	・女性相談支援センター等の関係機関との連携による被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応の推進	（成果） ・公費負担制度の積極的な運用や関係機関との連携により、被害者等の安全確保を最優先とした対応を行った。 （課題） ・ストーカー事案に対応可能な公費負担制度を整備する必要がある。
（6）居住の安定（第	ア 一時保護	（ア）保護施設における一時保護（再掲）	人権・男女共同参画課	・状況に応じた一時保護（再掲）	・一時保護実績（再掲） 17世帯31人（うちDV被害者13世帯27人） 延べ保護日数：550日	・前年同月比で世帯数は約55パーセント増、延べ保護日数は約128パーセント増 ・被害者の一時保護に加え、退所後の生活サポートを適切に実施（再掲）
		（イ）職員住宅の目的外使用	人権・男女共同参画課	・避難用建物の利用	・入居実績 ●世帯●人	・住居確保が困難な被害者を一時的に入居させて生活再建を支援

## 「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

## 1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題
15条			県民生活課	・制度についての広報・周知 ・県の指針に関するリーフレットに制度についての掲載	・実績 0件	（課題） ・継続した制度の周知
	イ 優先入居	（ア）県営住宅の優先入居	住宅課	・引き続き制度の周知を図るとともに、県営住宅への優先入居により犯罪被害者等の居住の安定を確保していく。	・応募なし	
	ウ 転居	（ア）民間賃貸住宅に関する情報提供	住宅課	・高知県居住支援協議会の活動に参加し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度など住宅セーフティネット制度に関する情報の提供	・住宅セーフティネット制度に関する情報提供 ・高知県居住支援協議会参加1回	
		（イ）転居費用の補助（再掲）	県民生活課	・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知（Q&Aを掲載） ・支援制度の利用が進まない要因の分析（再掲）	【実績】 ・電話相談 1件 （1人） ・面接相談 1件 ・申請 1件 ・交付 1件  【補助金制度（Q&A掲載）の広報・周知】 ・コンビニ等へチラシ配布（4月～9月→2,250部） ・市町村へチラシ配布（4月～9月→2,220部） ・ラジオ広報（5/19） ・Twitterにて発信（5/19、6/16）（再掲）	（成果） ・申請1件、交付1件。経済的支援につながった。 （再掲）
（7）雇用の安定等（第16条）	ア 事業主等の理解の増進等	（ア）事業主等の理解の増進	雇用労働政策課	犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入について、相談窓口（高知労働局雇用環境・均等室）及び詳しい内容を記載した厚労省HPのリンクを8月末発行の「こうち労政情報令和4年度第2号」へ掲載。	8月末発行の広報誌「こうち労政情報令和4年度第2号」へ掲載済み。（発行部数：2,150部）	（成果） 県内企業や県内企業支援団体を通じて県民に対し、周知することができた。
			県民生活課	・高知労働局と連携した休暇制度の周知 ・犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発（11月（犯罪被害者週間に向けて））	高知労働局と連携し事業者へ休暇制度の周知 ・高知県商工会会報9月号掲載 3,500部 ・高知県経営者協会の11月号会報へ折込チラシ（280部） ・高知県中小企業団体中央会の11月号会報（へんしも）へ掲載予定	（成果） ・県内事業者等へ犯罪被害者等が置かれる状況や休暇制度の必要性について啓発ができた。
			雇用労働政策課	・引き続き相談窓口での対応を実施 ・労働相談窓口の周知のための広報	・相談窓口での対応を実施 ・労働相談窓口の周知のための広報	・労働相談の窓口であるため、労働委員会へ犯罪被害者等からの相談実績はない状況である。 ・引き続き、労働委員会の取組の周知を行いながら犯罪被害者等からの相談があれば適宜対応していく。

## 「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和4年度上半期）

## 1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題
イ 雇用の安定		（ア）就業を希望する女性に対する支援	人権・男女共同参画課	・各種就労支援機関への手続同行等のつなぎ	・実績なし	・DV被害者は精神的なショックを受けて療養が必要な場合が多く、早期の就労につながるケースが少ない
		（イ）ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援サービスの提供	子ども家庭課	・「高知家の女性のごと応援室」等と連携した、就業相談や求人情報の提供 ・安定した就労の実現に向け、技術・資格取得の制度の案内 ・手当や助成金、子どもの学費等に関する貸付制度等の案内	・相談件数：964件 （うち、仕事や資格に関する相談：92件） ・LINEによる求人情報等の案内をR4.4月から開始	（成果） ・LINEによる就業相談や求人情報等の取得が可能となった。
		（ウ）職業訓練の実施	雇用労働政策課	・学卒者向けの施設内訓練（普通課程）の実施（目指すべき就職率：98.1%） ・在職者、離転職者への支援として在職者訓練及び委託訓練を実施	・施設内訓練（普通課程）就職率：－（訓練期間中のため） ・在職者訓練：11コース、受講者 82名 ・委託訓練：33コース、入校者 301名	・受講者のニーズに沿った在職者訓練及び委託訓練を実施している。 ・就職率の維持・向上を目指す必要がある。